

公益財団法人名古屋産業振興公社の文書等の公開に関する事務取扱要領

1 目的

この要領は、公益財団法人名古屋産業振興公社情報公開規程に定める文書等の公開に関する事務取扱について、必要な事項を定める。

2 公開申出の窓口

文書等の公開申出の受付は、公益財団法人名古屋産業振興公社総務部総務課において統一的、一元的に行う。

3 費用の徴収

(1) 文書の写しの作成及び送付に要する費用は、公開請求者が負担し、写しを交付する前に写しの作成に要する費用を徴収するものとする。

(2) 徴収額

ア 文書、図画（フィルムを除く。）、マイクロフィルム及び電磁的記録（印刷物として出力されたものの写しを交付する場合に限る。）の場合

単色（黒）刷りA3判までの大きさの写し1枚につき10円とする。それ以外の場合は、1枚につき、写しの作成に要する価格（10円未満の端数を10円に切り上げた価格）とする。

イ 電磁的記録（印刷物として出力されたものの写しを交付する場合を除く。）の場合

(ア) 録音カセットテープ（記録時間120分のものに限る。）

1巻につき、100円とする。

(イ) ビデオカセットテープ（VHS方式の記録時間120分のものに限る。）

1巻につき、150円とする。

(ウ) フロッピーディスク（2HDのものに限る。）

1枚につき、30円とする。

(エ) 光ディスク（CD-R（記憶容量650メガバイトのものに限る。）に限る。）

1枚につき、150円とする。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。